

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後												
1	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]</td><td>北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町及び山田町</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町及び山田町	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]</td><td>北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町、山田町及び岩泉町</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町、山田町及び岩泉町	[略]	
[略]														
32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町及び山田町													
[略]														
[略]														
32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。） (1)・(2) [略]	北上市、遠野市、八幡平市、金ヶ崎町、山田町及び岩泉町													
[略]														
2	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>18の2 削除</td><td></td></tr></table>	[略]		18の2 削除		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>18の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第15条第2項又は第34条第2項の規定の適用を受ける工事に係るものに限る。） (1) 法第18条第1項の中間検査 (2) 法第18条第2項の中間検査合格証の交付 (3) 法第19条第1項の定期の報告の受理</td><td>宮古市及び釜石市</td></tr></table>	[略]		18の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第15条第2項又は第34条第2項の規定の適用を受ける工事に係るものに限る。） (1) 法第18条第1項の中間検査 (2) 法第18条第2項の中間検査合格証の交付 (3) 法第19条第1項の定期の報告の受理	宮古市及び釜石市				
[略]														
18の2 削除														
[略]														
18の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（法第15条第2項又は第34条第2項の規定の適用を受ける工事に係るものに限る。） (1) 法第18条第1項の中間検査 (2) 法第18条第2項の中間検査合格証の交付 (3) 法第19条第1項の定期の報告の受理	宮古市及び釜石市													

		<u>(4) 法第37条第1項の中間検査</u> <u>(5) 法第37条第2項の中間検査合格証の交付</u> <u>(6) 法第38条第1項の定期の報告の受理</u>	
		<u>18の3 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う工事であって、法第15条第2項又は法第34条第2項の規定の適用を受けるものに係るものに限る。）</u> <u>(1) 法第18条第1項の中間検査</u> <u>(2) 法第18条第2項の中間検査合格証の交付</u> <u>(3) 法第19条第1項の定期の報告の受理</u> <u>(4) 法第37条第1項の中間検査</u> <u>(5) 法第37条第2項の中間検査合格証の交付</u> <u>(6) 法第38条第1項の定期の報告の受理</u>	<u>大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村</u>
<u>18の3</u> [略]	[略]	<u>18の4</u> [略]	[略]
<u>18の4</u> [略]	[略]	<u>18の5</u> [略]	[略]
<u>18の5</u> [略]	[略]	<u>18の6</u> [略]	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、令和7年5月23日から施行する。ただし、表1の項の改正部分及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正部分の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の32の4の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。